

生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法

制 定 平成20年 3月21日農林水産省告示第 419号
改 正 平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号
最終改正 平成30年 3月29日農林水産省告示第 688号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、認証生産行程管理者（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項又は第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。次条において同じ。）が行う生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

第2条 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成20年 3月21日農林水産省告示第416号。以下この条において「日本農林規格」という。）第2条に規定する生産情報（第1号において単に「生産情報」という。）を公表する生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者が養殖魚の日本農林規格第2条に規定する識別番号（以下この条において単に「識別番号」という。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 養殖魚の識別番号ごとの生産行程の管理記録（生産情報についての記録をいう。以下この条において同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該生産行程の管理記録が当該養殖魚の識別番号に係るものであることの確認
- 三 当該養殖魚について公表されている事項が事実にあつたものであるか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- 四 当該生産行程の管理記録が当該認証生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認

最終改正の改正文（平成30年 3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年 4月 1日から施行する。